

第 8 号議案

東大和市子ども・若者・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 0 日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市子ども・若者・子育て会議条例の一部を改正する条例

東大和市子ども・若者・子育て会議条例（平成25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）の利用定員の設定に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。